

2004年10月1日

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

支部ニュース

新潟支部

発行人 支部長 田村 三樹夫

(第11号)

〒957-0111 北蒲原郡聖籠町真野1553
鈴木労働安全コンサルタント事務所内
TEL 0254-27-6011
FAX 0254-27-6011

労働局の窓



安全衛生管理は、 経営トップの意識と行動力から

新潟労働局労働基準部長

井上 博夫

全国の労働災害による被災者数は、長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間約53万人を数えています。また、死亡者数について見ますと、平成15年は過去最少を記録した平成14年と比較してさらに30人減少し、1,628人となりました。しかしながら、一度に3人以上の労働者が死傷する重大災害については、昭和60年以降増加傾向にあり、平成15年には249件に達しました。

特に、昨年は夏以降、我が国を代表する企業において爆発・火災による災害が頻発するなど、ものづくりの基礎である安全管理について懸念が高まりました。このため、昨年、大規模製造業の安全管理上の問題点を把握するために、全国で500人以上の規模の企業に対して、自主点検を実施しました。その結果として、災害発生率の高い企業では、経営トップが安全管理に必要な人員や経験、さらには経費

に不足感を感じているなどの問題点が認められました。組織的に確な対応をするためには、やはり、経営トップの意識と行動力が重要であると結論付けられております。

一方、新潟県内における労働災害も、関係者のためまぬ努力の結果、減少傾向で推移し、平成15年については、休業4日以上の死傷者数は、2,795人と前年に比べ0.1%減少し、初めて3,000人を切った平成14年に引き続き、過去最少になりました。しかし、死亡者数は35人で、前年より3人増加しました。

また、労働衛生面では、職業性疾患の発生は年々減少していますが、平成15年の発生件数は、腰痛、じん肺などを中心に127件で、その内87件が腰痛でした。

さらに、平成15年の定期健康診断の結果では、何らかの所見を有する労働者の割合が受診者

全体の51.3%に達し、しかもその割合が年々増加する傾向にあり、全国と比較し4ポイント高い状況になっています。

その他、最近では長時間労働や過重労働、その他業務における心理的負荷を原因とする疾病が増加傾向にあります。なかでも過労死や過労自殺さらにはうつ病などの精神疾患は全国的に見ると大変な増え方であり、新潟県内におきましても年々増加傾向にあります。

以上の状況を踏まえて、当局としては、第10次労働災害防止推進計画の2年目に当たる本年は、死亡等重篤な災害の多発業種である「建設業」及び「製造業」について、作業環境の改善と安全な作業方法の定着により、防止対策の徹底を図るとともに、交通労働災害についても同推進計画に基づく施策を効果的に推進することとしています。

また、脳・心臓疾患等の過重労働による健康障害防止のための総合対策については、関係各部門が連携し、的確な推進に努めるとともに、事業場における心の健康づくりのための指針に基づく健康管理対策についても、一層の推進を図ることとしています。

これらの施策を推進するためには、労働安全衛生コンサルタント

のの皆様方のご支援、ご協力
が不可欠であり、特に、豊富な
安全衛生の知識、経験に基づく
的確な診断・指導を行う専門家
としての立場から、当局の諸施
策の推進にご理解とご協力をい
ただきますようお願い申し上げ
ます。

支部長挨拶

リスクアセスメントで 改善推進

新潟支部長

田村 三樹夫
(労働安全衛生コンサルタント)

リスクアセスメントとは、職場における労働災害(健康障害含む)の発生危険の度合いを「リスク」として捉え、危険有害要因(災害や健康障害)毎にリスクの大小を評価して、重要なものから災害防止対策の優先順位を決めて実施していくことです。職場のリスクアセスメントの進め方は以下のとおりです。

1. 危険有害要因の特定・工程毎、作業者毎に危険有害要因を洗い出す。
2. リスクの評価

現存リスクを(①災害の重大さ②接近する頻度③災

害発生の可能性)で評価し、各リスクレベルをI(容認できる)〜IV(容認できない)にランク付ける。

3. リスク低減対策の検討・低減対策の検討と対策の優先順位の決定を行う。

4. 実施内容の記録・実施内容を記録する。

5. 見直し・再評価を実施する。

これまでの労働安全衛生管理は、一言で言えば、現場の取組みに依存し、法令遵守に主眼を置いた経験則的活動(経験型管理)であったといえます。しかし、これからは計画的かつ体系的に、リスク低減に主眼を置いた先取りの活動(先取り型管理)に取組み、PDCAサイクルを回すことにより安全衛生水準の段階的向上を図っていく必要があります。

労働安全衛生コンサルタント制度は、国家資格を有する労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントがその高度な安全衛生の知識及び経験に基づき、安全衛生改善制度を軸として、事業場の求めに応じ、安全衛生についての診断及び指導を行い、事業場の自主的安全衛生活動を促進する重要な制度です。

安全衛生管理や教育はもとより、リスクアセスメントの実施、更に労働安全衛生マネジメント

システムの構築に至るまで、必ず皆様のお役に立てることと確信致しております。

お気軽にお問合せ下さい。

労働安全衛生 コンサルタントの 視点

事例継承の取組みより

副支部長
矢崎 芳直
(労働安全衛生コンサルタント)

1. 大量の乗客輸送に当たる公共交通機関、特にJRの安全に対する取組みは長い歴史の中で発生したいろいろな事故等の経験を生かし、安全対策は最も進んでいると思うのですが、それでも事故はなくなりません。

2. (旧)日本鉄道技術協会誌2002年6月の特集「安全対策の巻頭言「過去事例継承の取組み」(JR東海代表取締役副社長 渡辺殿 寄稿)の概要を紹介いたします。

鉄道輸送は実に広範囲の技術分野を多くの人々で守っており、それだけに技術継承の問題は常に古くて新しい課題です。

(1) この背景について、①世代交代、年齢構成のアンバ

ランス、②組織の変更やスリム化、③対象となる技術の変化、④育った時代の社会環境による取組み姿勢の変化、⑤事故の減少に伴う体験の減少と風化を挙げられています。

(2) これら技術継承問題それぞれへの取組みとして、①教育機関による研修、現場教育(OJT)、教育機材と教材の整備、研究会や講習会、長期的な養成計画に基づく人事運用、④ノウハウのドキュメント化と粘り強い教育、⑤実はこれが最近の顕著な問題であると指摘されています。

(3) 事故を「予想のつきにくい全くの新しい事故」と「繰り返して起こる事故」に分けると、事故の大部分は後者で、この繰り返し事故を減少させることが出来ないことが多くの関係者を悩ませています。鉄道総研の楠神殿の仮説によると、①安全意識は、事故が発生しないと減少する、②安全意識を上昇させるのは事故の体験のみで、安全意識の上昇度は、事故の重大さに比例し、事故と自分との近接度に比例します。すなわち、事故体験がないと安全意識

は低下してしまいます。発生する事故の多くは、ハイリソビの1・29・300の法則の先ず300で最初に起きるのが一般的であるから、それが大きな事故の予兆かどうか的確に捉えることのできる感性は、いかに多くの過去事例を知り、その本質を理解しているかにより磨かれます。従って、過去の事例を知ることが重要な技術力です。

3. 以下、事故事例の組織全体での共有化その他は省略し、上記テーマを基にここ数年間の労働災害防止特別安全衛生診断で私が感じたことを記載してみます。

(1) 事業所で発生した災害を含めて結果を見れば全く新しい事故はなく、「繰り返し起こる事故」あるいは繰り返して起きる可能性のある事故であること、②被災作業の内容で見ますと製品加工に従事している被災と、運搬とか機械故障修理等の間接的な作業中の被災に分けられ、間接的作業で被災するケースが無視できないものであること、③一つの事業所内で続けて同じような事故が発生して

いるケースがみられることなどが挙げられます。

(2) その要因は、①作業の種類、時期、場所を選ばず基準を守らない等の不安全行動により事故は発生しています。②プレス機械での事故は比較的多いようで、機械には更なる安全化が求められますが、有効な安全装置もあり本来ならば災害の発生は防止できる筈です。何故そんなところに手が行ったのだろうか?というケースも伺いました。③同じような事故が続いて起きるのは、災害発生の分析と対策、例えば、正しい作業基準の見直しとその周知等の徹底がされなかったことによると思います。

対策は最近よく言われていますように、発生災害、ヒヤリハット、社外の災害事例等から重大災害につながるものから対策を実施していくこと(リスクアセスメント)が効果的であり、全員参加でPDCA(計画を立て、「計画を実施し」、「その結果を評価し」、「見直しを心掛け」)サイクルをまわすことが常に安全意識を高揚させ災害防止に寄与

できるものと考えます。

七・一三水害と

危機管理

支部事務局長

鈴木 武 男

(労働安全コンサルタント)

平成一六年七月一三日に三条市、見附市、中之島町等で発生した水害は深刻で広範囲な被害をもたらしました。阪神・淡路大震災以降では、災害復旧に大勢のボランティアが駆け付けました。そのボランティアをスムーズに受け入れ、被災者のニーズにマッチングさせる「ボランティアセンター」の役割が災害復旧を左右するほど重要です。しかし、平時において、このことを強調してもなかなか理解を得ることが難しいのが実情です。

私は日本赤十字社の災害ボランティアサプリーダーの一人として、災害時に「ボランティアセンター」をスムーズに立ち上げ、運営するマニュアルを私の町に作りたいたと、考えておりましたので、七月一九日と二一日は三条市の復旧活動にボランティアとして参加し、ついでにボランティアセンターの活動も目にするこもでき、マニュアルの作成に大いに参考となりました。また、二七日には中之島町の復

旧活動にも参加し、こちらのボランティアセンターの運営状況も見ることができました。

災害は来て欲しくはありませんが、一旦起きてしまえば、個人生活の復旧は被災者自身では非常に困難で、特に高齢者世帯では絶対に無理な状態です。幸いに今回の水害では、県内外から大勢のボランティアが駆け付けてくれましたので、そのボランティアの力を有効に活用することが、被災者と駆け付けてくれたボランティア双方の利益になっております。

三条市のボランティアセンターは周辺市町村から応援に来た「社会福祉協議会」の職員が中心的な役割を果たしていたようですが、ボランティアの受け入れから、派遣までスムーズに運営されており、感心しました。

危機管理は、災害を未然に防ぐことと、一旦発生した場合にその被害を最小限に止める手順等を予め定めておくことだと思いますが、労働災害についても全く同じことが言えます。この災害を契機に一步でも私なりに危機管理を実践したいと感じました。

フェールセーフ技術で 労災を防ごう

支部理事(研修委員会)

鈴木 直 夫

(労働安全コンサルタント)

毎年の労災統計を見ますと、製造業の休業四日以上死傷者数(全国)は、三万三千人(内死亡約三百人)程度と大変な数です。事故の型では、「挟まれ、巻き込まれ」と「切れ、擦れ」で約四十五%を占めています。これらの事故原因を分析してゆくと、意外に多いのが「安全装置がついているのに、それが故障していた」とか、もつと困るのは「安全装置が邪魔なので、無効にして、あるいは、取り外して仕事していた」ケースです。工作機械の労災には、良くあるケースです。

「能率第一、安全第二」では、一時的に企業競争に勝ったように見えても、大事な従業員を怪我させては、その会社は、社会的問題児と言わざるを得ません。ところで、「安全装置が故障したのに、または、安全装置を無効にしたのに機械はチャンと動いてた」と聞くと、「ム・ム?おかしいぞ」と思いませんか?そうです。これは、設計上の欠陥と言わざるを得ないでしょう。EU域内では、「即、メーカー責

任」を問われかねません。いいえ、日本国内でも平成六年に「製造物責任法」が制定されたので、メーカー責任を問われる可能性があるでしょう。

そこで「フェールセーフ技術」ですが、直訳すると「仕損じた時の安全のための技術」とでも訳すのでしょうか、簡単にいうと「機械装置は故障するものである。人間は、ミス・手抜きをするものである」という前提に立って、「それでも、人間にだけは、怪我をさせないような安全技術」です。つまり、労災防止の守護神的技術です。

平成十年に当時の労働省から「工作機械等の制御機構のフェールセーフ化に関するガイドライン」が公表され、続いて平成十三年には「機械の包括的な安全基準に関する指針」が出ました。後者の指針では「機械の安全方策のために本質的な安全設計を行うこと」と書いてありますが、安全設計の中心的技術が「フェールセーフ技術」です。

それでは「フェールセーフ技術」の例をいくつか紹介しましょう。

(1) 機械は、安全が確認されない限り、動作をしない。
例えば、動力プレスは、「危険領域内に作業者の体が無い」ことをセンサー(例えば、透

過型光線式安全装置等)で自動的に確認して、初めて運転が可能になる。

自動車の運転に例えれば「交差点に人がいないこと」を確認してから交差点に進入する。濃霧等で、その確認ができないときは「交差点に進入しない。または、交差点の直前でいったん停止し安全を確認してから進入」と同じです。

(2) 故障の時は、安全側(労働災害を発生させない形で機械を停止させる側)に動作する。例えば、光線式安全装置のランプが切れると、機械は動かない。動いている最中に、ランプが切れると機械は、安全な状態で停止する。

(3) 安全装置が無効にしようとしても、特別の工具または鍵(その工具または鍵は、責任者のみ所持)を使わないと、無効化できないようにしておく。

(4) 安全ガードを開けると(つまり、危険な状態になると)、機械停止のリミットスイッチを押すように設計する。

従来は、「安全ドアを閉じると、機械停止のリミットスイッチを押して運転可能」になる方式が多いですが、これだと、「リミットスイッチを紐で縛って無効化する」ことが簡単に

大変に危険です。

等など、列挙するときは、
ありませんが、工作機械等を
設計される場合は、ぜひ、こ
の「工作機械等の制御機構の
フェールセーフ化に関するガ
イドライン」と「機械の包括
的な安全基準に関する指針」
を守って設計してください。

さもないと(脅迫めいてす
ませんが)労働災害が発生し
たときに、「メーカー責任」を
問われかねません。くれぐれ
もご注意ください。

参考までに、これらのガイ
ドライン、指針のうち、設計
技術に関する部分は規格化さ
れ「ISO 12100:2
003」となりました。

局排と環境

支部監事

高橋良政

(労働衛生コンサルタント)

私事ではありますが、一昨年
の12月に病気をしてコンサル
タントの活動をほとんど停止し
ているような状態でした。活動
再開するにあたり、リハビリが
てらに当研究所の局所排気装置
(局排)を改善しました。

当研究所は正式名称を社団法人
新潟県環境衛生中央研究所
といい、主に環境関係(大気、

水質、土壌等など)や衛生関係
(水道水、食品など)の検査など
を行っている民間検査機関です。
当然、作業環境測定も行ってお
ります。

これらの検査は有害物(クロ
ロホルム、ベンゼン、エーテル
等)を少量ですが多種類使用し、
検査場所も数カ所に分かれてお
り、使用時間も短時間という特
徴があります。

また、当研究所は環境ISO
(ISO1400)を取得してお
り、環境(エネルギー、公害)
には十分配慮して局排を設置し
たいと考えておりました。そこ
でこれらの条件を考慮し、局排
を設計することとしました。条
件を以下にあげます。

- ① 法定制御風速を満足する
こと。
- ② 作業性を考えること(局
排内に検査機器を出し入れ
する)。
- ③ 使用場所は1階、2階に
数カ所あるが、それぞれ独
立して使用できること。
- ④ 使用時間は短時間なので、
使用時以外停止できること。
この条件をもとに、次のような
改善を行いました。
- ① フードは既存の物を使用
する(一部新設)。
- ② フード前面に引き戸とロー
ルカーテンを取り付けるこ

とにし、機器の出し入れ時
はロールカーテンを開け開
口面を大きくとり、有害物
使用時は開口面を小さくし、
必要最小限の風速とする。

③ ダクト、ファンは新設す
る。

④ ファンにインバーター(モー
ターの周波数を変えてファ
ンの能力を調整する機器)
を設置し、開口面に合わせ
た能力に調整する。

⑤ フード内に防爆式の照明
を取り付ける。

⑥ 検査室に空気の取り入れ
口を取り付ける。
検査室の作業環境は、有害物
の空气中濃度のみでなく、室温、
騒音、明るさなども大変良好に
なりました。特にインバーター
を取り付けることにより、モー
ターの消費電力のみならず、冷
暖房費、室温、騒音などの改善
につながりました。

通常の設計では費用の面から
の制約も大きく、ここまでする
事は少ないのですが、インバー
ターも一般的になってきました。
今後はエネルギー消費の面から
もインバーターの設置をおすす
めします。

水害

労働安全コンサルタント
尾形尚武

今年7月に入ると記録的な
猛暑が続き、また集中豪雨に
見舞われて新潟や福井に甚大な
水害をもたらしました。日本海
沿岸に発達した前線で一気に雨
雲が発生して被災地を襲った古
来、水を治めるのは国を治める
最も重要な政といわれています。
民の生活を水害から護る最も身
近な公共建築物が堤防です。土
木構造物の築造にあたっては森
羅万象の自然界を相手とするこ
とから、最新技術の粋を結集し
てもなお不確実な要素があるも
のです。

築造計画にあたっては過去の
降雨、降雪量、地形、地質等の
条件のほかに、昨今の異常気象
をどのように予測するかといっ
た難しい問題もあります。また
何十年も前に造られた物がはた
して当初通りの機能を保ってい
るか、土砂等の堆積によって河
床が浅くなったり、構造物が経
年劣化して濁流に耐えられなかつ
たか、築造当時、今回のような
豪雨をどのように予想していた
か等、最新のコンピュータ技
術などを駆使してもはかり知れ
ない要素があるということが土
木の難しいところかもしれませ

ん。整備された生産システムで
造られる工業製品とは異なる分
野です。

かつて新潟地震で当時の最新
技術で造られた橋が無残にも倒
壊しましたが、コンピュータ
など高度な技術が無かった時代
に造られた石造りの萬代橋は生
き残りしました。自然を相手とす
る土木は失敗の積み重ねという
経験則に従う面があります。ア
ーチ式の石橋はローマ時代から
長い歴史があり、幾多の失敗を
経て強固な美しい橋となって残っ
ています。今回のような水害は
ただ単に自然災害としてではな
く、災害を克服できなかった人
災としてとらえるべきです。こ
の失敗を生かして悲惨な災害が
二度とおきないような治水が望
まれます。

中小企業安全相談センター の運営について

相談センター事務長

豊島豊秀

(労働安全コンサルタント)

平成16年度から厚生労働省の
委託事業である「中小企業安全
相談センター(以下相談センター
という)の実施が新潟支部でも
決定し、6月から運営が始まり
ました。この事業の概要を報告
します。

1. 本事業の趣旨(本会通知文

書要約

我が国全体の安全水準は、着実に向上してはいますが、中小企業における安全衛生管理は、必ずしも十分とは言えず、労働災害発生率も大企業に比べ極めて高くなっています。

労働災害の発生が多い原因としては、経営・人的基盤が脆弱であることから、安全衛生管理体制の確立、機械設備の安全対策、安全衛生教育の実施等の安全衛生対策が十分行えない状況であること、また、これらの対策を講じるためのノウハウを容易に得る手段がないことがあげられています。

このため、自主的に安全衛生活動を積極的に行おうとする中小企業に対して、労働災害防止に関するノウハウの提供等の支援を行うことにより、安全衛生水準の向上に資することを目的とします。

- 2. この事業は、第10次労働災害防止計画の基本方針で表明されている中小企業の自主的な安全衛生活動の努力や集団的な取組みを促進する支援事業で、「たんぼ計画」・「災害防止特別診断事業」・「相談センター」の3点の一つです。
- 3. 本事業は、平成12年度から宮城、埼玉、福井、静岡の4

支部で試行事業として実施され、その支援内容も安全相談、安全診断および安全教育と広範囲でした。

試行事業の実績評価から、平成16年度からは、支援内容を安全相談のみに絞って全国12支部に拡大・実施することになりました。新潟支部としても熱心に運動した結果、実施が決まりました。

相談センター設置にあたっては、事業場の利便性を考慮して工場団地、協同組合、商工会等を会場とした「出前相談」形式をとることになりました。

(1) 新潟労働局および所轄労働基準監督署のご後援を頂いております。

精神的なバックアップやアドバイスを頂くため、計画立案段階から署に出向いて報告・連絡を密にして実施することとします。

(2) この事業の成否は、本事業の周知にあると思われ、一つ一つ実績を積み上げることが必要と考えます。そのため、相談対象団体を「たんぼ計画」・「中小企業集団安全衛生活動推進事業」その他で接点のあったところから、順次「相談センター」開設の依頼をすることにし

ています。

(3) 8月上旬までの実施実績は6回です。実施回数年間30回の確保にはかなりの努力が必要と考えられます。平成17年度は、年度初めに年間実施計画をもって推進していかねばなりません。

現在、中小企業団体中央会、新潟県商工会連合会、商工会議所および各地商工会を訪問し、この事業の周知と有力情報の収集に努めているところです。

会員各位あるいはこの記事をご覧になられた方々で、労働安全に関する情報、アドバイスを希望されている集団、事業場におかれましてはご一報下さい。

(4) 安全相談項目の一例としては次の通りです。

- ①、安全改善計画の作成
- ②、計画の届出
- ③、機械設備の安全化
- ④、工場新設・新技術の導入
- ⑤、安全活動
- ⑥、安全教育
- ⑦、安全管理体制
- ⑧、安全管理規程等の作成
- ⑨、作業手順の作成
- ⑩、リスクアセスメント
- ⑪、労働安全衛生マネジメントシステム
- ⑫、機械・電気・化学・土木・建設の各安全に関する相談
- ⑬、その他

4. 「相談センター」活動を活性化し、相談件数を増やすため

には、来場者数増の工夫が必要になります。想定される「相談センター」開設の場として

① 労働基準監督署主催の災害多発事業場指導会

② 業界団体総会、研究会

③ 各社安全衛生協力会総会

④ ②、③では、短時間で安全の情報提供を行うことが

コンサルタント制度のPR

と来場者数確保に有効と考えています。

⑤ 講演依頼を請けた会合で、無料労働安全相談センター

について説明し、活用を要請する。

あらかじめ質問事項として取りまわして頂くことあるいは後刻電話、FAX等での相談も可能なことを説明する、

などが考えられる。

今後、関係各位のご協力を得ながら初期の目的達成と労働安全衛生コンサルタントの地位向上に努めて行きたいと考えます。

目に入っていない

見えていない

労働安全コンサルタント

山口 勝彦

昨年は、出光興産北海道製油所タンク火災、新日本製鐵名古屋製鉄所ガスタンク爆発、ブリジストン栃木工場火災など製造業における大規模な災害が多く発生した年でありました。その発生原因をリストラによる安全管理部門の縮小と安全技術の継承中断による、点検落ち、異常の見落とし、並びに正しい情報がトップに届いていないこととする報道が多かったように記憶しています。

何事もリストラのせいにしてしまふ今の風潮には異を唱えるところでありますが、今回気になったのが、「異常を見落とし」という点です。私は現在ゼネコンに勤務、土木工事、建築工事の安全管理を主な業務とし、工事事務所のパトロールを行っていますが、不安全な状態、不安全な行動を目の当たりにしても職員、作業員ともそう感じていないことが最近多いような気がします。

「異常を見落とし」のではなく、その状態が異常であることをご存知なかった、「点検落ち」ではなく、点検すべき事項であることを知らなかったなど、目には入っていないも見えていない状態が恒常的に存在しているという事です。建設業界のリストラの嵐も落ち着いてはきましたが、以前の人員配置は生産性から見てもあ

り得ません。知らないおまえが悪い、いや知らないのはリストラのせいと個人やリストラにその責任を転換するのは簡単ですが、そうではなく、「それでも出来る仕組み」を作らなければ状況は改善しないでしょう。

配員、配置が変わっても、誰もが不安全な状態、不安全な行動をそうだと認識し、その状態を改善しスパイラルアップすること。人に対する優しさや思いやり、命の大切さをリスクの回避という目に見える形、手順で表した仕組みがシステムだと思っています。朝来た健康な体で、間違はなくその日一日を過ごして家にたどり着いてもらえるよう、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの浸透を図っているところですよ。

労働衛生教育の

レベル設定について

支部理事(広報委員会) 長 沼 毅
(労働衛生コンサルタント)

「安全衛生は教育に始まって教育に終わる。」という話は、先輩コンサルタントから何度となくお聞きしたものです。

私は現在、(社)新潟県労働衛生医学協会の教育研修部に勤務しており、勤務コンサルタント

として教育やコンサルティングを行っております。これらの業務のなかで、いつも苦慮していることは、教育内容のレベルをどこに据えるかであり、この教育レベルの設定をめぐって苦慮した事例がありますので、皆様のご参考になればと考へ、以下に紹介いたします。

苦慮した事例として、平成13年から開始した「廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育」(以下、ダイオキシン特別教育という)があります。この教育が義務付けられるまでのあらましは次のとおりです。

【ダイオキシン特別教育までの経緯のあらまし】

ダイオキシン類問題は、古くは昭和29年〜50年に至るベトナム戦争における枯葉作戦に使用した除草剤にまでさかのぼりますが、近年では平成10年にテレビ朝日のニュースステーションで報道された所沢地域の産業廃棄物焼却施設周辺における高濃度ダイオキシンの検出などが耳新しいところです。この問題は周辺農家から風評被害として訴訟にまで至っています。

その後、平成11年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の成立など包括的な環境問題として多くの行政当局で指導がなされ

ました。

このような中、厚生労働省では平成13年に労働安全衛生規則を改正し、7項目の規定を設けています。その一つとして、事業者は「ダイオキシン特別教育」の実施を義務付けるとともに、細部では通達として「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を示しています。

このような背景から、ダイオキシン類の問題は廃棄物処理に係る人達には大きな関心事となっていました。

医学協会では平成13年の労働安全衛生規則改正を受け、「ダイオキシン特別教育」の第1回目を開催しました。その際、案内送付後すぐに定員オーバーとなるなど、その関心の高さに驚いた次第です。

また、受講申し込み者の名簿から、受講者は規則で対象とする事業者ではなく管理者や環境関係の技術者が大半を占めていました。このため、法定の教育内容だけでは到底受講者のニーズに答えることが難しいと判断し、急ぎよ、受講者に対応する教材・資料を文献調査やインターネットでの検索などにより収集し編集することによって、何とか目標とするレベルの教育を提

供することができました。それでも、この講習では教育終了後に質問者が列をなすほどに多くの質問が寄せられ、多くの課題が残りました。

この教育を契機に教育内容のレベル設定には一層意を払っているところですが、教育種目によつては、まったく逆のケースもあり教育技術の研鑽はエンドレスのようです。

今後とも、諸先生のご指導を賜りますようお願いいたします。

新入会員紹介

氏名 小林 隆司

(昭和41年4月18日生)

支部入会 平成16年4月

登録種別 労働衛生コンサルタント

勤務先 保―2521

(社)新潟県労働衛生医学協会 本部医局

(電話) 025(267) 1200 (FAX) 025(267) 1207

(所在地) 〒951-8133

新潟市川岸町1-39-5

事務所名 あさひ産業衛生研究所

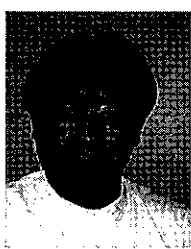
(電話) 0258(35) 8448 (FAX) 0258(35) 8447

(所在地) 〒940-0032

長岡市干場2-4-19

他の資格 医師、医学博士、日本医師会認定産業医、人間ドック認定指定医、他

得意分野 産業衛生学



労働衛生コンサルタント
小林 隆 司

平成14年3月に労働衛生コンサルタントの資格を取得し、本年5月に新潟支部に入会させていただきました。また、小林です。

私は、医学部卒業後脳神経外科医として医療に貢献してきました。当時重篤な疾患を診療するうちに予防医学に興味を持ち「臨床医」から「健診医」に、さらに健康増進に主眼を置くようになり、「産業医」へも従事する場を展開してきました。それに伴い、対象者も患者様から受診者と呼ばれる健康者、労働者に移りました。

同様に、本年3月まで県内の医療機関に属しておりましたが、4月より(社)新潟県労働衛生医学協会に所属し、主に職域健診を中心に活動しています。また、電子部品を製造する会社の嘱託産業医もさせていただいております。

私がこの資格を取得する際の動機は、安衛法第1条「労働者の安全と健康の確保および快適職場の形成」の精神に則り、国家行政浸透の協力者としてこの分野に少しでもお役に立てればという事でございました。幸運にも皆様の一員に加えていただき、身にあまる光栄と感激い

たしております。入会しました上は、一日も早く諸先輩方のご教示によって、医師としての「健康診断」だけでなく労働衛生コンサルタントとして「衛生診断」ができるよう一人前ならずとも半人前の働きをし、粉骨砕身努力いたす決意でございます。とは申しましたが、ご存知の通りなにぶんにも経験が浅い未熟者でございますので、まだまだしばらくは仕事になれることに時間がかかり、足手まといになることと思っております。どうか、何卒よろしくご指導ご鞭撻下さいますようお願い申し上げます。

氏名 関本 久
（昭和23年8月27日生）

支部入会 平成16年4月

登録種別 労働安全コンサルタント
建-547

事務所名 関本労働安全コンサルタント
事務所

（所在地）
〒950-0872
新潟市牡丹山3-14-25

他の資格
一級管工事施工管理技士、一級土木

施工管理技士、一級建築施工管理技士
得意分野
建築安全



労働安全コンサルタント
関本 久

平成15年に労働安全コンサルタントの資格を取得し、本年新潟支部入会させていただきました。関本です。機械・計装・電気の新設及びメンテナンス、並びに土木・建築建設を行なう会社に勤めており、入社時は機械設備の設計・施工部門に、その後製造業の親会社の機械設備のメンテナンスを行なう部門を経て現在は土木・建築・機械設備の施工部門に勤務しております。常に、定常作業や非常定常作業を問わず、いかなる事故・災害も発生させてはならないということとを肝に銘じて勤めてまいりました。以前は、安全管理は後追い対応が一般的でしたが、最近では先取りというように、企業が求められる方向が変わってきています。また、安全管理のノウハウの継承や安全衛生水準の維持、人材育成等問題が多く

あります。特に建設業では、事故・災害の発生に対する直接的な責任は当然のことですが、最近では企業に対し行政処分や社会的責任が一段と厳しさを増しており、ご苦労されている企業も多くあると思います。資格を取得したばかりの駆け出しですので、諸先生方のご指導をいただきながら、研鑽を積みまして、今後は一般の企業のお役に立てるようにと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

氏名 阿部 幸雄
（昭和19年3月10日生）

支部入会 平成16年4月

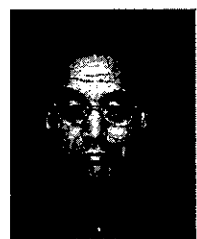
登録種別 労働安全コンサルタント
建-549

事務所名 アセstekノ労働安全
コンサルタント事務所

（所在地）
〒950-0941
新潟市女池3-18-3

他の資格
一級建築士、一級土木施工管理技士

得意分野
建築安全



労働安全コンサルタント
阿部 幸雄

昨年の9月に入会しました阿部幸雄です。建築の技術者として建設業に携わり、うち15年を安全の畑で過ごしました。最初に安全を担当した頃、現場とスタッフとの間に相当のギャップがあること、予算という壁が大きく立ちただかつている事に理想と現実を思い知らされました。建設業は個別の請負業であり、競争の上受注した現場の採算性には厳しいものがあります。そこに「理想の安全」を持ち込んで果たして受け入れて貰えるのか？気をつければ事故は起きないと言う「運」を頼る現場長がいても不思議ではないくらい当時の安全への意識は低かったのです。良く安全第一と言いつつ、安全はトップからとも言います。危険な職場と言われた建設業でも大手をはじめ、トップの意識は変わってきました。それでもさほど安全成績に向上が見られないのは重層下請負と言う特殊な環境が影響しているように思っています。

安全は業種別に分かれていますが、安全の世界は一つだと言う事も安全に関わるようになって知りました。「安全」の原則は全てに共通です。現場を通じて多少なりとも知っていたつもりが、その奥の深さを知るにつれ自分の知識の浅さを思い知らされたものです。今では運頼みでは進歩が無いこと、原理原則こそが進歩につながることを説いている手前、車の運転にも気を付けるようになりました。

今後は、フリーの立場で建設の安全に携わりたいと思っております、15年ほど前から担当している作業主任者講習の講師も続けるつもりです。私の経験が少しでも役に立つならばこれ程嬉しいことはなく、出来ればもっと多くの触れ合いが欲しいところです。

会員に加えて頂きましたからには会の名譽を汚さぬよう、また、コンサルタントの知名度向上にも頑張るつもりです。それにしても「安全は仕事になりませんよ」と言われたときの講師の顔がチラチラと目に浮かび、会費や講習会の出費がやたら多く、不安に陥るこの頃です。どうぞよろしく願います。

支部トピックス

支部事務局長

鈴木武男

○新潟支部第12回定時総会

平成一六年六月一五日、新潟東映ホテルにて開催され、平成一六年度の事業計画等を採択しました。本年の事業計画として新たに取組むものに、次のものが挙げられます。

一 本会が厚生労働省からの委託事業された「中小企業自主的安全衛生活動支援」として、当支部も実施支部として活動することになりました。

二 本年の北関東・甲信越ブロック会議は九月二五日(土)十三時三〇分から新潟駅前のホテルサンルートで開催することになりました。

また、役員改選では全役員が再選されました。

〈支部長〉 田村三樹夫 〈副支部長〉 羽尾博隆、矢崎芳直 〈事務局長〉 鈴木武男 〈理事〉 長沼毅、野口修也、鈴木直夫 〈監事〉 木村英雄、高橋良政

○中小企業自主的安全衛生支援事業

豊島会員を事務長として工業団地等の中小企業を対象にした

移動無料相談として「中小企業相談センター」を設け実施することになりました。本年度は七月から二月にかけて、三〇ヶ所、相談件数を九〇以上を目標に掲げ実施します。

○第九回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間

三月、企画委員会においてコンサルタント制度推進月間計画を作成し、それに基づいて関係機関にリーフレットを配付し、労働安全衛生コンサルタントについてのご理解を得る広報活動を展開しました。

無料相談は、新潟県労働衛生医学協会が主催する「衛生管理者研修会」の会場の一角に支部の安全衛生相談コーナーを設け、実施することになりました。

○安全衛生推進者養成講習

新潟県労働基準協会連合会が主催する安全衛生推進者養成講習の講師を当支部として、八名の会員を推薦しました。既に七月から講習が始まり、一二月まで県内四会場において開催されます。

○たんぼぼ計画6年目を迎える

団体安全衛生活動援助事業(たんぼぼ計画)は六年目に入り、本年度新潟労働局管内で二団体

が指定され、現在六名の会員がアドバイザーチームとして指定団体の指導にあたっています。

○国立大学等の独立行政法人移行に伴う現状調査終了

平成一六年度より国立大学等が独立行政法人に移行することとなり、それに伴って安全衛生管理は、人事院規則から労働安全衛生法が適用されることから支部としてプロジェクトチームを立ち上げ、国立大学等の現状調査を終了しました。実施した大学は、長岡技術科学大学、上越教育大学、長岡高等工業専門学校、新潟大学で、現地調査日数は四六日間、調査員は八名でした。

この調査結果を基に、大学等の有るべき安全衛生管理を研修テーマとして二回の研修会を実施しました。

○生涯研修制度がスタート

本会では本年度より労働安全衛生コンサルタント生涯研修制度を実施しました。本制度は会員の資質の向上を目的とした、

- 一 専門的な学識と技術
- 二 コンサルティング能力
- 三 労働安全・衛生に対する理解と高い倫理意識

を生涯にわたり自己学習する制度です。

倫理綱領

- 一、人を愛し、命と健康を尊ぶ
 - 一、誠実に徹し、倫理を重んずる
 - 一、人格を磨き、品位を保持する
 - 一、良識を養い、学術を豊かにする
 - 一、秩序を守り、奉仕を忘れない
- 社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

